

## 本市が設置する公共ポートの設置の考え方について

本市が公共ポートを設置する場合には、以下の考え方に基づいて実施する。

### (設置エリア)

- 1 次のいずれかに該当するエリアに、公共ポートを設置する。
    - ア 都心部まちづくりビジョン（平成31年3月策定）で定める、都心部及び都心ゾーン
    - イ 上記のエリアと連続して、複数の事業者によるサイクルポートの広がりがあり、一定のネットワークを形成しているエリア
- (2) 前項のエリアは、別紙2-2に示す場所である。なお前項イで示すエリアについては、事業者のポートの広がりに応じて変更する場合がある。

### (設置要件)

- 2 上記のエリアにおいて、次のすべての要件を満たす場合に、公共ポートを設置することができる。
  - ア まちなかの回遊性の向上又は観光周遊施策の下支えに資する場所であること
  - イ 事業者のニーズがあること
  - ウ 事業者が共同で使用し、管理できること

### (設置方法)

- 3 公共ポートの設置については、道路・河川・公園等の公共空間で相応しいと認められる場所に本市が整備するほか、利用率の低い自転車駐車場の一部を有効活用し、公共ポートに転換することにより行う。